

第2部 子ども・若者に関する国の施策

第1章 子ども・若者育成支援施策の総合的・計画的な推進

◆第1節 青少年育成推進本部の取組◆

(青少年育成施策大綱と関連諸施策の推進)

政府は、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「青少年育成推進本部」で平成15年12月に我が国における青少年の育成に係る基本理念と中長期的な施策の方向性を示す「青少年育成施策大綱」（平成15年大綱）を策定した。

その後、時代の変化に対応した青少年育成施策の一層の推進を図るため見直しを行い、平成20年12月に新しい「青少年育成施策大綱」（平成20年大綱）を策定した。

平成15年大綱策定後、少子化社会対策、子どもを犯罪から守るための取組、非行少年対策、食育の推進、若者の社会的自立の支援等法令整備や関連諸施策の取りまとめ等が行われてきた（図表33）。

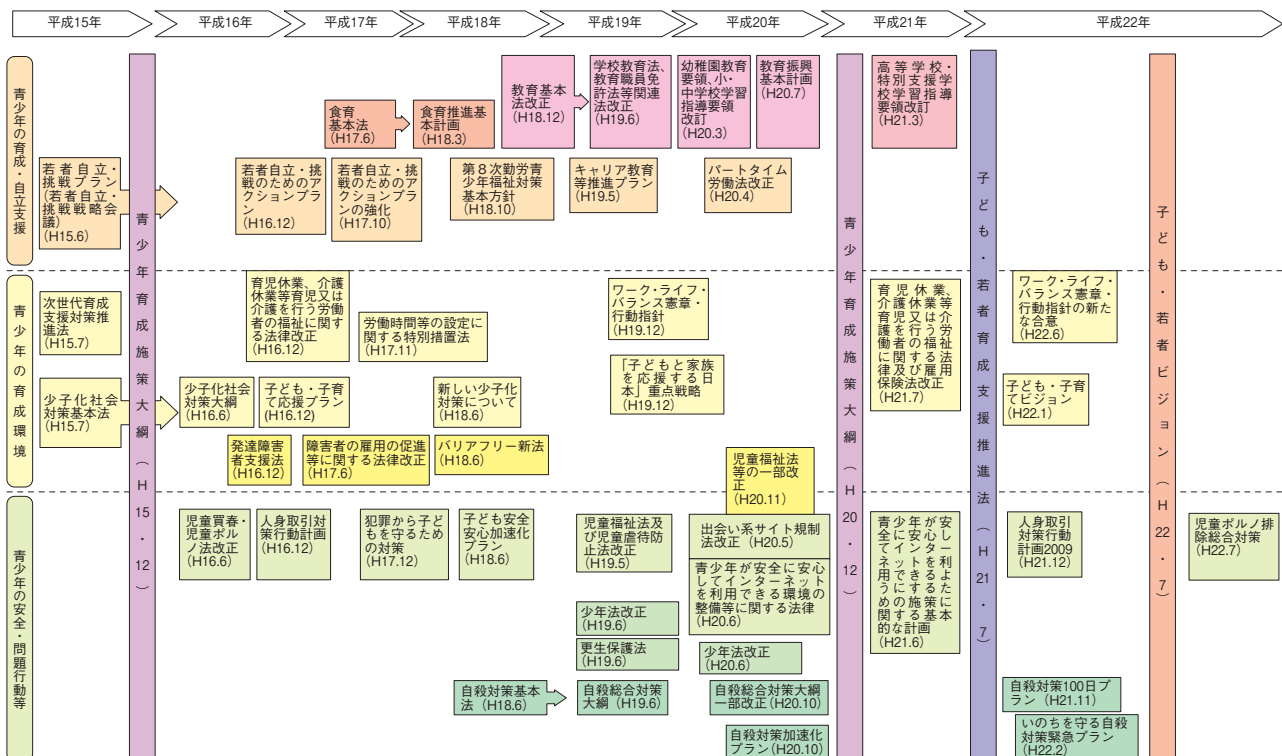
少子化社会対策では、少子化社会対策大綱（平成16年6月）策定から5年が経過した平成22年1月に新しい少子化社会対策大綱として「子ども・子育てビジョン」を策定した。

平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に新たな視点や取組を盛り込み、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む決意を表明するため、平成22年6月、政労使トップによる新たな合意が結ばれた。

平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平20法79）に基づき、同年6月、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」が策定されている。

政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、平成22年2月に「いのちを守る自殺対策緊急プラン」が策定されている。

図表33 子ども・若者に関する関係法令等の動向



(子ども・若者育成支援推進法・子ども・若者ビジョン)

子ども・若者をめぐる環境の悪化やニート、ひきこもり、不登校等子ども・若者の抱える問題の複雑化、さらに従来の個別分野における縦割りの対応では限界が生じていることを背景として、①国の本部組織や子ども・若者育成支援のための大綱（子ども・若者育成支援推進大綱）を策定、②地域における計画やワンストップ相談窓口等子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組、③社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備等を主な内容とする「子ども・若者育成支援推進法」（平21法71）が平成21年7月に成立し、平成22年4月1日に施行された。

内閣府では、同法の施行後速やかに「子ども・若者育成支援推進大綱」を策定するため、平成22年1月から政務三役及び有識者からなる「子ども・若者育成支援に関するワーキングチーム」において検討を開始し、その過程で、内閣府特命担当大臣と子ども・若者との対話集会を開催した。

平成22年4月1日の同法の施行に伴い、内閣府に、特別の機関として、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び青少年育成を担当する内閣府特命担当大臣を副本部長、全閣僚を構成員とする「子ども・若者育成支援推進本部」が設置された。

平成22年4月2日には、第1回の本部を開催し、「子ども・若者育成支援推進大綱の作成方針」を決定した。その後、国民や地方公共団体からの意見募集等を行った上で、7月に同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定）を策定した。

第2章 すべての子ども・若者の健やかな成長の支援

◆第1節 子ども・若者の自己形成支援◆

(日常生活能力の習得)

学校教育においては、学習指導要領等に基づき、道徳や特別活動を始め、学校の教育活動全体を通じて、基本的な生活習慣の形成を図るための指導が行われている。

平成21年4月から一部先行実施されている新学習指導要領では、特に小学校低学年において、あいさつ等の基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないことの指導を重視するなど、道徳教育について充実を図っている。

(多様な活動機会の提供)

農林水産省、文部科学省及び総務省の3省では、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を展開している。

農林水産省では、受け入れの核となる受入モデル地域を選定して受入体制の整備等の支援を実施している。また、文部科学省では、3泊4日以上での農山漁村での自然体験活動等の取組を支援している。

内閣府の青年国際交流事業は、多様な価値観を持つ各国青年との交流により日本青年がグローバルな知識や発想を身につけることと、各国から参加した優秀な青年に我が国との信頼関係を基礎として我が国への理解と友好親善を深めてもらうために行われている。

本事業は天皇陛下の御成婚を記念して開始された皇室ゆかりの事業であるため、各国政府は将来の政財界を担う極めて能力の高い青年を派遣してきており、これらの各国を代表する青年と日本代表の青年同士が濃密なディスカッション等による交流を行っている。

(学力の向上)

平成20年（小・中学校）・21年（高等学校）に改訂された新学習指導要領においては、①「生きる力」の

育成，②知識・技能の習得と思考力，判断力，表現力等のバランスを重視すること，③豊かな心と健やかな体の育成を基本的なねらいとし，授業時数の増加を図るとともに，言語活動や理数教育の充実など，教育内容の改善を図っている。

新学習指導要領は，小学校では平成23年度から，中学校では平成24年度から全面实施（平成21年度から算数・数学，理科等で先行実施），高等学校では，平成25年度入学生から年次進行で実施することとしている（小・中学校における学習の成果を生かすため，数学及び理科は平成24年度入学生から先行実施）。

（大学教育等の充実）

文部科学省では，国公私立大学を通じた競争的環境の下で，大学教育の質の保証や教育力の向上を図る取組の中から，効果の見込まれる取組を選定し，大学教育の改革への財政支援とともに，フォーラムの開催や事例集の作成等により，社会に対する情報提供を実施し，各大学等における教育改革の取組を推進している。

平成22年度から，「専門人材の基盤的教育推進プログラム」を実施し，産業界との連携により，経済社会構造の変化等が進む中において成長分野等で求められる専門人材を養成する取組を支援・推進している。

そのほか，専修学校の留学生の日本での就職・生活を支援する「専修学校留学生総合支援プラン」事業を引き続き実施するとともに，専門学校に対する大型教育装置・情報処理関係設備の整備費補助や教員研修事業等の施策を行うなど専修学校教育の一層の振興を図っている。

（経済的支援の充実）

「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案」は，第174回通常国会に提出され，平成22年3月に成立し，同年4月1日から施行された。

子ども手当については，次代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援するため，平成22年度において，中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3,000円を，その父母等に支給することとしている。

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が平成22年3月31日に成立し，4月1日から施行された。この法律により，公立高等学校について授業料を無償とするとともに，私立高等学校などの生徒については，高等学校等就学支援金を支給する制度が創設された。

◆第2節 子ども・若者の社会形成・社会参加支援◆

（社会形成への参画支援）

平成21年度から，「ユース特命報告員」を募集し，内閣府から提示する課題等について，Eメールにより意見等を報告してもらう「青少年目安箱事業」を開始した。

なお，「子ども・若者ビジョン」の策定に当たっては，内閣府特命担当大臣と子ども・若者との対話集会の開催等を実施し，これらの取組も踏まえ，平成22年7月に子ども・若者育成支援推進本部において，「子ども・若者ビジョン」を決定した。

◆第3節 子ども・若者の健康と安心の確保◆

（健康の確保・増進）

平成20年6月には「学校保健法」（昭33法56）の改正が行われ，平成21年4月に「学校保健安全法」として施行された。養護教諭と関係教職員が連携した組織的な保健指導や地域の医療機関その他の関係機関との連携による児童生徒等の救急処置・健康相談・保健指導の充実等が図られたところである。

(相談体制の充実)

「心の専門家」であるスクールカウンセラー等を平成22年度においては全公立中学校約1万校及び公立小学校1万校に配置できるよう必要な経費を支援している。

また、子ども等がいつでも相談できるよう、各都道府県及び指定都市の教育委員会が実施している電話相談について、夜間・休日を含めた24時間体制で対応できるよう必要な経費を支援している。

さらに、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーが、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、児童相談所等の関係機関等とのネットワークを活用する等多様な方法を用いて、問題を抱える児童生徒に支援を行うことができるよう、その適切な配置に必要な経費を支援している。

◆第4節 若者の職業的自立，就労等支援◆

(就業能力・意欲の習得)

厚生労働省では、平成22年度から、本格的な進路決定の前段階にある高校におけるキャリア教育の充実を図る観点から、厚生労働行政としてこれまで培ってきたキャリア・コンサルティングの専門性を活かし、キャリア教育の企画・運用を担う人材を養成するための講習を行う「キャリア教育専門人材養成事業」を実施しており、平成22年度は高校における専門人材の養成を行うこととしている。

また、就職基礎能力の習得の目安を示し、能力を修得するための講座・試験の認定や習得した能力の公証等を行う若年者就職基礎能力支援事業（YES-プログラム；Youth Employability Support Program）を実施した（平成21年度3月現在：認定講座数1,551講座（182機関）、認定試験数304試験（45機関））。

なお、平成21年度における認定講座修了者数は1万7,107人（対前年度比7万8人減）、認定試験の合格者数は37万2,652人（同2万7,856人増）となっている。

(就労等支援の充実)

厚生労働省では、企業や学校を訪問して新卒者の就職を支援する「高卒就職ジョブサポーター」、 「大卒就職ジョブサポーター」を増員し就職支援を実施している。

また、同省では、フリーター等の正社員経験の少ない若者に対して、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供するジョブ・カード制度を推進することにより、正社員への移行を促進している。

さらに、年長フリーター等を対象とした、常用雇用に有用とされる資格等必要な職業能力を習得するための職業訓練コース（再チャレンジコース）を、民間教育訓練機関等に委託して実施している。

第3章 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

◆第1節 困難な状況ごとの取組◆

(ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等)

内閣府では、子ども・若者支援地域協議会の設置の促進を図る「子ども・若者支援地域協議会体制整備モデル事業」を実施している。

また、困難を有する子ども・若者に対する支援に携わる人材の養成を図るため、各種研修を実施している。

ニート等の若者の職業的自立を支援するため、各地域に「地域若者サポートステーション」を設置し、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談を行うとともに、地域若者支援機関のネットワークの中核として各機関のサービスが効果的に受けられるようにしており、平成22年度は、設置拠点を拡充（平成21年度の92か所から100か所に増設）するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援（アウトリーチ）による学校教

育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援等を実施している。

(障害のある子ども・若者の支援)

文部科学省では、発達障害を含め障害のある幼児児童生徒への学校における支援体制を充実するため、「特別支援教育総合推進事業」を実施し、「専門家チーム」の設置、教員に指導内容の助言等を行う「巡回相談」の実施、学校と福祉・医療・労働などの関係機関が連携するための「特別支援連携協議会」の設置など、学校や地域における支援体制を強化する取組を行っている。

また、学校の教職員や保護者等に対し、発達障害に関する正しい理解や支援等に関する様々な教育情報や教員研修用の講座等をWEBサイトにて提供するため「発達障害教育情報センター」を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に設置し、厚生労働省とも連携をしながら、必要なコンテンツ等の充実を図っている。

(非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等)

警察では、少年の非行、家出、自殺等の未然防止とその兆候の早期発見や犯罪、いじめ、児童虐待等に係る被害少年等の保護のために少年相談窓口を設け、心理学等の知識を有する少年補導職員や経験豊かな警察官等が、少年や保護者等からの相談を受け、必要な指導や助言を行っている。

また、ヤングテレホンコーナー等の名称で電話による相談を受けているほか、フリーダイヤルを導入したり、FAXや電子メールを活用したりするなど、少年相談を利用しやすい環境の整備に努めている。

政府では、昨今の大学生等を中心とした大麻問題や著名人による薬物事犯の発生等を受け、未然防止対策・再乱用対策を中心に、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月決定）を強化する「薬物乱用防止戦略加速化プラン」（平成22年7月決定）を取りまとめた。

(子どもの貧困問題への対応)

安心こども基金を活用して、平成21年6月から平成23年度末までに修業を開始した者について高等技能訓練促進費の支給期間を修業期間全期間へ延長するなど、母子家庭の母の就業支援策等の充実を図っている。

平成22年8月分より父子家庭の父にも児童扶養手当を支給し（最初の支給時期は平成22年12月）、ひとり親家庭の自立支援の拡充を図っている。また、生活保護受給者に対しては、母子加算を支給している。

(困難を有する子ども・若者の居場所づくり)

警察では、少年が非行を繰り返さないために、少年本人に対する助言、指導等の補導を継続的に実施しているほか、社会奉仕活動や社会参加活動等の居場所づくりを推進するなど、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図る観点から、問題を抱えた少年の立ち直り支援活動を積極的に推進している。

家庭的な環境の下で児童を養育する「里親制度」について、里親への委託を推進し、里親家庭への支援体制の充実を図るため、平成20年度から「里親支援機関事業」を実施し、里親と関係機関との連絡調整、里親家庭への訪問支援、里親による相互交流の促進など、里親への子どもの養育に関する支援や里親制度の積極的な普及啓発等を総合的に実施している。

児童養護施設等を退所した後に就労・自立を目指す子ども・若者が生活できる自立援助ホームの拡充を図っている。また、児童養護施設の本体施設の支援の下、地域社会の民間住宅を活用して、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護するグループホーム（地域小規模児童養護施設）を計画的に整備している。

なお、児童養護施設等を退所し就職をしたものの仕事が続かない子ども・若者や住居等生活の基盤が確保できなくなる子ども・若者に対し、社会的に自立した地域生活を営むことができるよう、施設退所児童等アフターケア事業によりきめ細かな支援を行っている。

(外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援)

義務教育段階にある外国人の子どもについても、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等に基づき、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れており、教科書の無償配布及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

平成22年度の新規事業として、①就学前の外国人の子どもへの初期指導教室（プレクラス）の実施など、外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を支援する補助事業（帰国・外国人児童生徒受入促進事業）、②教員を中心とする関係者が、外国人児童生徒に対して適応指導、日本語指導を行えるような環境づくりを支援することに資する取組（外国人児童生徒の総合的な学習支援事業）を実施している。

◆第2節 子ども・若者の被害防止・保護◆

(児童虐待防止対策)

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加を続け、平成21年度には4万4,211件となるなど、依然として、社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっている。

関係機関や民間団体が連携し、子どもを対象とした相談体制の充実や学校・地域における子どもの居場所づくり等の取組を推進するため平成22年1月に設置した「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」（平成22年7月時点で5関係府省と38民間団体が参加）においては、児童虐待を発見しやすい立場にある教育と福祉・医療の関係者が、関係者間における円滑な連携の在り方等について検討している。

(子ども・若者の福祉を害する犯罪対策)

児童ポルノは被害に遭った児童の心身に深刻な影響を与え、その健全な育成を阻害することから、政府は、「児童ポルノ排除総合対策」（平成22年7月犯罪対策閣僚会議決定）を取りまとめた。

本対策では、関係省庁が連携し、児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進、被害防止対策の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進、被害児童の早期発見及び支援活動の推進等に取り組み、今後3年間を目途に概ね1年ごとにフォローアップを行っていくこととしている。

(いじめ被害、自殺対策)

文部科学省では、「生徒指導・進路指導総合推進事業」において、いじめ等の問題行動が生じた際に外部の専門家の協力を得た効果的な取組の在り方や、いじめの未然防止・早期発見等に関する学校の取組等について自治体が行っている調査研究を支援し、成果の普及を図っている。

警察では、いじめの被害を受けた少年等に対して、保護者及び関係機関・団体との連携を図りつつ、被害少年の性格、環境、被害の原因、ダメージ程度、保護者の監護能力等に応じて、少年サポートセンターが中心となり、少年補導職員によるカウンセリングの継続的な実施等、きめ細かな支援を行っている。

さらに、法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル）を開設するなど、子どもが相談しやすい体制の整備に努めている。

自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」（平成22年2月5日決定）を策定し、自殺対策を緊急的に強化した。同プランにおいては、子どもを対象とする相談体制の強化や、子どもの自殺への対応等について盛り込まれたほか、3月が「自殺対策強化月間」と定められた。

さらに、平成22年の年間の自殺者数を可能な限り減少させるため、平成22年9月7日、自殺総合対策会議の下に自殺対策タスクフォースを設置し、年内に集中的に自殺対策の取組を実施することとしている。

第4章 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

◆第1節 環境整備◆

(家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築)

平成20年度から授業の補助、読み聞かせや環境整備、登下校パトロールなどについて、地域住民がボランティアとして学校をサポートする「学校支援地域本部事業」が実施されており、平成22年5月現在では、1,001市町村で2,528本部が設置されている。こうした取組を通じて、学校と学校外の社会の連携・協力が強化され、開かれた学校づくりの促進も期待される。

平成21年度より「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を創設し、都市公園のバリアフリー化等の安全・安心対策に対する支援を実施している。

(多様な主体による取組の推進)

各市区町村においては、地域の関係機関が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の設置が進められており、平成21年4月1日現在、要保護児童対策地域協議会又は任意設置の虐待防止ネットワークを設置している市区町村の割合は97.6%である。

(子育て支援等の充実)

保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修等を実施するため、平成20年度第2次補正予算において都道府県に「安心こども基金」を創設するとともに、平成21年度第1次・第2次補正予算において増額した。また、平成22年度予算においては、保育所整備に対応した保育所運営費の確保により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を進め、保育サービス等の充実・拡充を行っている。

また、平成22年度が実施期限となっていた「安心こども基金」については、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、基金を積み増すとともに事業実施期限を平成23年度まで延長することとした。

(子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応)

平成21年6月、青少年インターネット環境整備法に基づき、①青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進、②保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施、③事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進、④国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進、を基本的な方針とする青少年インターネット環境整備基本計画が策定された。

今後、同法及び同計画に基づき、関係府省庁や民間団体等が連携して青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するための施策を実施する。

平成22年2月には、携帯電話のインターネット利用に際しての留意点等を盛り込んだ啓発リーフレットを作成し、全国の小学校6年生全員（約120万人）に配布するとともに、携帯電話の利用に関する家庭でのルールづくり等に関する保護者向けのリーフレットを作成し、都道府県教育委員会・PTA団体等へ配布した。

平成22年3月には、携帯電話利用に際しての犯罪・被害・トラブルの事例を集めた有害情報意識啓発DVDを作成し、各都道府県教育委員会等へ配布した。

総務省では、青少年による携帯電話からのインターネットの利用が進む一方、青少年のCGM（SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に代表される消費者生成メディア）サービス利用に伴う被害が増加

していることから、平成21年11月、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」に「CGM 検討 WG」を設置し、有識者や関係事業者等による検討を行った。

平成22年5月、検討の成果として、①利用者情報の確認強化等のフィルタリングサービスの普及改善に向けた更なる取組の在り方、②「ミニメール」(SNS会員間のメッセージ交換サービス)の内容確認に関する法的整理及び実施の在り方、③利用者の年齢認証の確実化に向けた取組強化の必要性、を提言として取りまとめ、これを受けて関係事業者等による自主的取組が進められている。

◆第2節 大人社会の在り方の見直し◆

(仕事と子育ての両立支援)

仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、平成21年6月に育児・介護休業法(平3法76)は、3歳未満の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とする等改正され、平成22年6月に施行された。

また、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、「次世代育成支援対策推進法」(平15法120)に基づき、国、地方公共団体、事業主及び国民が次世代育成支援を進めている。

同法では、常時雇用する労働者が301人以上の企業に対し、労働者の仕事と子育ての両立支援に関する取組を記載した一般事業主行動計画(行動計画)を策定し、その旨を厚生労働大臣に届け出ることを義務づけている。

適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成する等一定の要件を満たした企業は厚生労働大臣の認定を受け、「くるみんマーク」を使用することができる。

第5章 今後の施策の推進体制等

◆第3節 国際的な連携・協力◆

(国際機関等における取組への協力)

青少年育成に関連する国際人権条約としては、我が国も締約国である「児童の権利に関する条約」並びに同条約を補完する「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」があり、締約国に対し、条約の実施状況及び選択議定書の規定の実施のためにとった措置につき、専門家で構成される児童の権利委員会に定期的に報告するよう求めている。

我が国は、平成20年4月に同条約の第3回政府報告及び2つの選択議定書の第1回政府報告を提出し、平成22年5月、これらの政府報告に関する児童の権利委員会による審査を受け、同年6月、同委員会はこの審査を踏まえ最終見解を公表した。

政府としては、最終見解の趣旨を踏まえつつ、同条約及び2つの選択議定書の実施の確保に努めることとしている。